

EARTHLING
(アースリング)
規約

(名 称)

第1条 本会は、ボランティア団体「EARTHLING (アースリング)」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、社会問題を解決する為の様々な活動を通じて、地域社会や若者に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) イベント活動 International Food Festival (IFF) 活動
- (2) 国際交流活動
- (3) 若者育成活動 (学生海外研修無料ツアーの開催)
- (4) その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本会の事務所は、福岡県久留米市津福本町 1593 に置く。

※協力会員 バー・ブロックチェーン様

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

会員は申し込みをし、会長の承認で入会する。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名
- (5) 学生代表 1名
- (6) 学生副代表 2名

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監 事 会の会計監査を行う。
- (5) 学生代表 会を代表し、学生に関わる会務を統括する。
- (6) 学生副代表 学生代表を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (7) 会 員 EARTHLING の活動に参加する。

(任 期)

第 9 条 本会役員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第 1 0 条 本会の会計年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年 10 月末日に終わる。

(財 政)

第 1 1 条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

(監査と報告)

第 1 2 条 会計監査は、会計年度終了後に行い、会員に報告する。

※報告の方法は、Web 上又は会計報告会を開催する。

(退会)

第 1 3 条 会員は、メール及び書面などで、退会の旨を伝える事により、受理から 1 カ月で退会する事ができる。

(その他)

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。有効回答会員の 2/3 票で可決される。

(付 則)

この規約は、令和元年 8 月 8 日から実施する。